

被害建物に関する相談窓口の開設について

(一社)北海道建築士事務所協会では、今回の「北海道胆振東部地震」により建物被害にあわれた方々を対象に、下記のとおり相談窓口を開設します。

【相談窓口】

○ 札幌市内

日 時 平成30年9月28日(金)及び29日(土)の二日間
両日とも相談時間は、10:00～16:00

会 場 清田区「里塚・美しが丘地区センター」
札幌市清田区里塚2条5丁目1-1

対象者 清田区にお住まいの方、及び清田区に建物を所有している方

対応者 (一社)北海道建築士事務所協会の会員(建築士)
6名/日(2名一組×2日間)

〈注意事項〉 相談に当たっては、口頭の説明だけでは判断が出来ませんので、被害状況がわかる写真、被災された建物の図面等をお持ち下さい。また、相談される方の人数等により相談時間を制限することがありますのでご了承下さい。

※ 他の地域の相談窓口開設については、現在、調整中です。

○ 札幌市以外の市町村

現在、調整中です。

【問い合わせ先】

(一社)北海道建築士事務所協会	本部	(011)231-3165
〃	札幌支部	(011)232-2424